

第 1 0 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年10月3日(月)

開会 午後13時30分

閉会 午後15時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 21名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	欠
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	欠	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 8番 前田 節朗

18番 福田 義晴

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久保克明
農地係	松尾慎也		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第46号	農地法第5条の申請について	(7件)
議案 第47号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第48号	農地法第3条の申請について	(11件)
議案 第49号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 4件)	

8. 報告事項

報告 第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
報告 第20号	農地の形質変更届出について	(5件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																		
議長	<p>それでは、ただいまより第10回農業委員会会議を開会します。本日の欠席者は2名で、7番松尾委員と23番平林委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。今回は8番 前田委員、18番 福田委員です。事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1030 1420 1332"> <tr> <td>議案第46号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第47号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第48号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 4件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1478 1420 1657"> <tr> <td>報告第19号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第20号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>5件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第46号	農地法第5条の申請について	7件	議案第47号	農地法第4条の申請について	2件	議案第48号	農地法第3条の申請について	11件	議案第49号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 4件	報告第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第20号	農地の形質変更届出について	5件
議案第46号	農地法第5条の申請について	7件																	
議案第47号	農地法第4条の申請について	2件																	
議案第48号	農地法第3条の申請について	11件																	
議案第49号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 4件																	
報告第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																	
報告第20号	農地の形質変更届出について	5件																	
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第46号 農地法第5条の申請について</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>																		

事務局	<p>議案第46号 農地法第5条の申請7件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、41番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町井手野地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場及び倉庫を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、42番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町煤屋地区です。</p> <p>借受人が、通所介護施設の駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した</p>
-----	--

事務局	<p>が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、43番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、断面図が10ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲するための申請です。</p> <p>申請地が既に宅地として利用されていたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、44番になります。</p> <p>図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、断面図が44ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの</p>
-----	--

事務局	<p>(ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 1 ページ、45 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 15 ページ、字図が 16 ページ、土地利用計画図が 17 ページ、平面図が 18 ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 1 ページ、46 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 19 ページ、字図が 20 ページ、土地利用計画図が 21 ページ、断面図が 22 ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、グラウンドを建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p>
-----	---

事務局	<p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、47番になります。</p> <p>図面は、案内図が23ページ、字図が24ページ、土地利用計画図が25ページ、断面図が26ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光パネルを設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第46号農地法第5条の申請は以上7件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条41番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所につきましては、南波多選果場がございますね、あれからちよっと路地を入っていたところです。自宅が申請地の下にございます。字図を見ていただくと、〇〇が自宅になります。そしてその上が小学校の跡地ですね。場所はそのようになっております</p>

担当委員	<p>が。実は、私の所には申請人のお父さんが参られまして、〇〇さんの土地を、以前から買っていられたそうで、この際、名義変更をしたいということで、このような計画をされております。駐車場、倉庫を作るということでございます。別にいろいろ問題はないかなということで、私も承諾いたしました。よろしく審議の程お願いします。</p>
議長	<p>4 1 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、4 2 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は4 ページの案内図のとおりですね、煤屋集落の中心地になっておりますが。〇〇さんは市役所の方を5、6年前に退職されました。●●さんというのは長男坊でございます。2月ごろからですね、こういったデイサービスをしますので、ということでPR があって、現在ではかなりの方が入っておられます。送迎も忙しいようなところでございます。奥さんの方が敬愛園の方に長年勤められて、その経験もありまして親子で計画しているということで、家の前がちょっと狭かったものですが、ちょうど畑がありましてそこに駐車場を作りたいと。今、手薄で、駐車場がですね、どうかすると、道路脇にとめておられたような感じですが、今回は9 台程度入る計画で申請をされております。8月の末頃私の所に来られましたので、よろしくお願いしますということで、私も印鑑を押しております。以上です。どうかご審議をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>4 2 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、4 3 番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	<p>4 3 番についてですけど、宅地分譲となっておりますが、もともと家のあったところを、現時点家は解いて平地になってですね。もともと〇〇さんの親が前栽畑として畑を作っておられたところのぶんが、進入路でコンクリートで固めて、してあったので、始末書を添付されております。それと、申請人は私に説明に来たときには、2 区画じゃなくて、申請人の従業員が家を建てるので、1 軒分とって説明に来ただけけれど、これには2 区画となっておりますが。それは、特別問題はないのでかまわないのですが。それと、隣接者が農地として私が隣接者で、隣接者のはんこを押して、そして、生産組合長、最後に農業委員としての私です。ここについては一切問題ありませんので、地元の生産組合長、区長の同意もありましたので、了解いたしました。以上です。</p>
議長	<p>4 3 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、4 4 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>4 4 番について説明します。〇〇さんが数年前までは耕作しておられたのですが、耕作しきれなくなったので誰か作ってくれないかと、借主を探していたけれども誰も作る人がおらず、そういった時にハヤトホームから声がかかってそっちの方に売却をして、宅地分譲3 区画で申請をやりたいということで、私の所に来られまして。その時はすでに隣接者、生産組合長、区長の承諾印もあり、問題ないところですので、私も承認いたしました。以上です。</p>
議長	<p>4 4 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、4 5 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>9 月 8 日に私が現場に行ったのですが、もうすでに、通路も常時使ってあったようで、そこはいつも空地みたいになっていて住宅</p>

担当委員	を建てる、という感じだったのですが、区長、生産組合長の判もありましたので、私も打ちました。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	45番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、46番についてですが、担当委員が欠席のため。事務局より説明をお願いします。
事務局	場所は立花町渚にコンビニエンスストアのある交差点がありますが、それを腰岳の方に上って行ったところでございます。申請人の方がグラウンドを建設したいということで、図面の20ページを御覧になっていただくと、字図があると思います。840-11が申請地でございますが、そのすぐ南側〇〇番、これが譲受人の自宅となっております。すぐ隣の土地ということでございます。そこに野球グラウンドを建設するということで申請をさせていただいており、地元の区長さん、生産組合長さん、担当委員さん、御三方が確認をされて署名、押印をなされております。説明は以上です。
14番委員	野球グラウンドということですが、町民グラウンドのことですか。
事務局	競技のグラウンドではなく、練習用の。お子さんが野球をやっておられて。
14番委員	300㎡くらいということで、えらく狭い気がするなと思っております。
事務局	なので、競技自体は全くできないのですが、例えば、キャッチボールであったり、ネットを張ってバッティングの練習であったりとか。そういった、練習用の敷地として使われる。基本的に何人か部活のような形で寄ってされるのではなくて、家の方が一人、

事務局	自主練用にされるものと聞いております。
14 番委員	これくらいで、できるならしょうがないですね。ちょっと、狭いかなと思いますが。
事務局	一応、基礎的なら練習できるかな、というところで、確認してきたところでございます。
14 番委員	はい、わかりました。
20 番委員	ちょっと、いいですか。
議長	どうぞ。
20 番委員	地目はですよ、これ水田ですよ。
事務局	はい。
20 番委員	その、グラウンドにする為に変えて何年かしたら、宅地がぱって出来上がったりすることが。次、農業委員会にかけなくてよいのでね。そういうふうな・・・。
事務局	可能性としては、いろいろある中で。農地転用が今回通ればおそらく雑種地になると予想するのですが、そうなれば今後は宅地にするのも自由な土地になります。20 番委員さんの御指摘とおりですね。ただ、お答えになるかわからないのですが、申請地の隣でですね、今のところ、進入路とかですね、宅地にするには新たに作らなければならないような、歩いてしか入れないような現況になっておまして。それで、お子さんの方もきちんと野球をやってらっしゃると、いうところまでは確認しておりますので、今のところは宅地、ということでは全く聞いていません。
2 番委員	セラミックに引っかからないですか。ちょうどセラミックの通るところじゃないか。違う。

16 番委員	セラミック道路は通らないです。ここのところは通らない。自動車学校の工事をしている、そこで前聞いたけども、もっと横の方。申請地よりもっと横。ここには当たらない。
議長	4 6 番について、外に、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、4 7 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	この〇〇という会社は、大野岳に太陽光を作った会社と思うのですが。なにしろ、急に電話がかかってきて地元説明会をしますということで、関係者と隣接者、農地に限らず、山林とかまで関係者全部寄せて、そして白野区の役員まで全部寄せて、説明会をされました。この会社は丁寧な会社で、そして、わからないところは、また、後日技術者を連れてくるということで。私がちょっと質問したことが、雨量計算とかがなにもなかったの、水路系統はどうやって計算しているんですか、と質問したら。わからないということで、今度、技術者を連れて説明会をしますということで。まず、農業委員会とかですね、そっちを通しておいてもらえないだろうかということでありまして。そしてこの〇〇さんという方は南波多でお父さんお母さんが十年ほど前まで、梨を作っておられたそうですが、もう、親が歳とって梨を作りきれないということで、荒れかしてしまっていたのですけれども、今度、この会社が土地を買ってですね、そこに太陽光パネルを設置する計画のようです。もちろん、もう、誰一人地元も反対する人もなく話は終わりましたので、私も承諾いたしました。以上です。
議長	4 7 番について、御意見、御質問はございませんか。
8 番委員	雨量計算はできた。

16 番委員	<p>まだ。それはあるのだけれども、この前来たのは営業が喋りに来ていて、技術的なことはわからないということで、私が質問したのは、中の調整池の太さとか、調整池から川へ落とすところの、最初はコルゲート管をとおっしゃられたが側溝に変えてくれとか。ここは木が生えているので、周りに。要するに申請地から下の所に山があるのですが、その中を水路が突っ走るのだけれども、葉っぱとかで詰まるので、逆に掃除しやすいような側溝に変えてくれということで頼みました。部落からは誰一人、問題ないだろうということでした。</p>
6 番委員	<p>その件なんですけど、うちの近くでも実は大きいお屋敷があって、そのお屋敷にクヌギを植えてあったのですが、今は太陽光をされたのですね。そうしたら、この、2、3回の大雨の時に、もう、怖いほどですね、側溝から流れてくるんですね、水が。今まで感じたことなかったんですよ。太陽光作った後、やっぱりそういう管理をきちんとしてないことが一番の原因じゃないかと、近所の人と今、話しているところなんです。</p>
担当委員	<p>申請地はもともと梨畑で、地形は変えないということで、25ページにパネルは、下は採石だけれども、全部杭で突き刺してそしてパネルを設置するというので。造成して段々のように丁寧にするんですね、また水量が増えるのでですね。それと、下に沈砂地というのが99㎡のこの太さが本当に足りるのかという、データはしているというが技術屋の方が来てなかったの。それはまた、今度、地元で説明しますということで。下の山林も〇〇さんなので、その下が川なので、特に反対する人は誰もいなかったです。あとは、逆に下の川が小さいのであんまりいっぺんに来て、反対側に水が飛び越えないかと言う人もいましたが、川の土手が高いので飛び越えるということまではいくらなんでもないだろうと</p>

担当委員	<p>と思いますが。調整池がなかったら飛び越えるかもしれませんが。たぶん、時間50ミリか100ミリか知らないけれども、基準の雨量計算がありまして。それに基づいてしてあると思うのだけれども。この前来た人は技術屋じゃないのでわからないのでまた技術屋を連れてきて説明しますということです。</p>
3番委員	<p>問題ないの。</p>
16番委員	<p>ここの園地はですね。耕作しているようなところならまだしもですが、もう10年近く荒れかしてしまって。地元も、こういうのが来れば、今までは掛作といって6千円生産組合がもらっていましたが、今度はそれがもらえなくなるが事業者区費という格好で、区の方が多分3万円もらいます。ですので、区の方は良くなってきます。3万円というところも、申請人は承諾したので。周りに被害が来るようなことはないのと。</p>
14番委員	<p>地形は全然変わらないのでしょ。</p>
16番委員	<p>変わらないです。</p>
14番委員	<p>段々段にしていくのでしょ。</p>
担当委員	<p>段々段じゃなくて、梨畑があったところに杭をさして、それにパネルを載せていく恰好。なので、山の地形だけど宅地造成のように段々のように上がりはしない。ゆるやかに、高く。まあ、そんなにきれいにはいかないでしょうが、だいたい梨畑を見てもらえば想像つくと思いますが。その恰好です。</p>
11番委員	<p>そのまま全く変わらないまま、そのまま建てていくと。</p>
担当委員	<p>そうです。もちろん、梨の木とかなんかは、まだ。枯れているとは思いますが、そういうのは全部きれいに切ってしまうけれど。土地の物は実質いじくらない。なるべく草が生えないようにと採</p>

担当委員	石を敷くと言っていました。そして、地元から言っていたのが、除草剤だけはかけてくれるなど。と言うのは、除草剤がいつぺんに下に流れたら、農地を作っているところがあるからですね。定期的に点検し、溝掃除とかは1年にいつぺんとか2年にいつぺんはしていくとは言っていました。最初は溝がどれくらいで詰まるかどうかわからないから、最初は様子見て、すぐ詰まるようなら掃除しますと。
事務局	補足ですが。この会社は大川の相の谷をされたところで。そこをされるにあたって、問題が生じたので、そのあとの協議書を、覚書を結ばれました。
担当委員	問題って、どんな問題。
事務局	結局、説明をしたようにしてないということで。覚書をあとから結ばれました。そういうのは生産組合長と区長と、区長さん達も話を知らなかったという風におっしゃられ、農業委員さん達もかなり言われたところでもあるのかな、と思いますが。ただ、今おっしゃられたように、申請地に関しましては開発協議が入ります。開発協議が入って、そこで雨量計算等のチェックが入っていくものと思っております。農地の場所としては、周りの農地に影響のないところであるのは、現地に行ってみましたが、かなりのジャングルで、中まで入れないところでは。
担当委員	隣接地に農地は何もなかったでしょう。
事務局	なかったです。入り口付近に溜池があるので、あの辺がどうなるのか、どういう風な工事をするのかは気になっていますが。
担当委員	最後は採石を撒くとかなんとかは言っていました。採石を撒けという人もいましたが、撒いてほしくないという人もいました。というのは、草が大変になるので。草刈り機で、カチカチカチカ

担当委員	チいうので。どうせ道路の、溜池の土手の所を通らないといけないので。4トン車が入るかなーとは、2トンは入るけれども。それくらいの道です。
事務局	そうですね。一応、その時の担当者と今の担当者は変わられているので、地元との調整は今言われましたようにきちんと、行政書士さんに入ってもらって説明されたり、されているので、いいのかなとは思っております。
担当委員	そしたら、今度、説明会に来たとき、区長を交えてそういうのを確認。
事務局	そうですね。口頭で確認、もしかしたらこの会社は地目変更をかけた後に誰かに売却するかもしれません。だから、その中で約束に、第三者に継承した時ですね。
担当委員	他のは、第三者に売却とかしたですか。
事務局	今は確認取れてないですね。覚書を、第三者に継承したときには・・・、あれは売却じゃないです。使用貸借になっていましたね。今回は売買になっている。
20番委員	あの、普通の梨とか、そういった時は、雨が降ってもダーッと勢いよくは流れていかないけれども、ソーラーをこれだけしているなら、相当な勢いで水が流れていくでしょうね。下に落ちないので。
担当委員	そうなので、外周に全部側溝が入っているのですよ。中も。線にしか書いてないけれども。外周とですね、中も縦横側溝が入って、それが全部沈砂地に集まって、それから、進入路がずーっとあるのですが進入路に沿って側溝を入れて川に落とすということで。進入路を通さないで沈砂池からまっすぐ川に落としませんかと逆にこっちから言ったですけど。というのは、進入路の周りは全

担当委員	部木なので。ここに側溝を入れてもすぐ詰まるのは目に見えているので。沈砂池からまっすぐ川に落とさないかと、逆にこっちから頼んだ状態です。
20 番委員	最近の雨の量の、瞬間的雨量がひどいからですね。
14 番委員	沈砂池が高いですね。
担当委員	私もパッと見た感じ高いような感じだったので、深さとか聞いたけれども、営業の者だったので、技術者を連れてきたから説明をしますというところです。
14 番委員	最初から技術者を連れてくるのが本当のところでしょうね。3000 m ² あって、沈砂池が 99 m ² 。これで。
担当委員	沈砂池よりも、もっと大きい図面を持ってきていたのですが。それが、側溝の太さが全部書いてあったのですが、外周も何も全部沈砂池までくるとか、確か300の側溝だったです。300の側溝じゃ足りないんじゃないかと言いました。その辺りの計算がどうなっているのかと。そして、沈砂池も底も横もコンクリートを張った池を作るということです。
議長	他にないでしょうか。 <なし> 無いようですので、議案第46号 農地法第5条の申請7件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第47号 農地法第4条の申請2件について事務局から説明をお願いします。
8 番委員	さっきの、問題で、沈砂池が小さいとか問題が出ていましたが。許可相当は経過を見てからでよくないですか。

議長	<p>そこの、高瀬から入った相ノ谷ですね。前、問題というか、地元からですね。そこは太陽光発電のパネルの下の所は梨畑がずっとあったですね。なので、前、事務局がずっと写真なんかを撮ってきておられたんですけれども。打ち合わせに係長と、〇〇さんがいかれたのですかね。現地の方に。</p>
事務局	<p>市会議員さんと立ち会ったところですね。</p>
議長	<p>そして、地元の役員さんとか〇〇県議なんかも顔出しをされていたようなんですけれども。そのあとは、係長が言われたようにですね、特に問題はないように今はなっているようなんですけども。沈砂地も、自分も仕上がった後に見に行ったのですが、山なりの昔の梨畑の開発なんかはピシャッと造成して一定勾配つけてする方と、もう一つ山なり開墾と言ってですね。自然に任せて梨を植えたりブドウ植えたりとか。南波多には、そういった造成関係ですね、畑を入れたりしていたのですが。12番委員が担当された時もどっちかという、そういった感じのミカン畑とか梨の木もあったのですかね。それをだいたいそのままずっと活かして、担当委員が言われたように、自然のまんまであんまり造成をし直さないでですね、してある方法ですものね。でもって、これも大体同じような方法でパネルを設置していくような方法であるのですね。この断面図を見たら、川西というかむこうの畑の勾配としたらこちらの方が若干やわらかい感じに見えます。相ノ谷の方がもっと傾斜的にはもったきつようなところにパネルをつけてあったのですけれども。ちょっと、今、8番委員の方から沈砂地の関係とか設計上ピシャッとしてから、保留の形にしておいて、その後でいいんじゃないですかという、御意見ございましたけれども。みなさんの意見も聞かせてください。</p>

8番委員	<p>実は、私の管轄の中ですね、この会社は2か所ほどされています。一か所は原屋敷ですね。もう一か所は古川の方です。原屋敷の方は別に問題はなかったですけども。古川の方はですね。許可があってから、やっぱり水の流れかれこれで、私が許可してからですよ、水の流れかれこれで地元から問題が出て、また、設計をやり直したりなんざりしていたようです。</p>
議長	<p>あその〇〇さんとこの梨畑の所ですかね。</p>
8番委員	<p>はい。 別に、あといいですけど。担当委員さん達が、お前達はなにをしていたんだと言われたりなんざり、することが。</p>
担当委員	<p>農業委員ばかりじゃなく、生産組合長、区長、そして隣接者、3人の許しまできて話し合った結果なので、私だけ追求されるということはないだろうのでかまいませんが。</p>
事務局	<p>古川の経緯はですよ。おそらく地元の説明は転用の後だったのかと。おそらく。あそこも開発協議があがってたんで。説明が二転三転、設計図もころころころころ変わっていたような状況でありまして、それと現状が違うのは、今はですね。伊万里にいらっしゃる行政書士さんがきちんと間に入られて、そして、地元の意向も聞いて設計者に聞いて、伝えるような形で内容確認をされているところが大きく違うところで。今まで従来されていたところとは変わってしまっていて、その当時の担当者はもういません。ちゃんと入れられてやっているような形で、地元の調整もきちんとやれているのは、今、転用申請の受け付けているところでは確認をとれています。その前の担当者は、行政書士は入っていない、二転三転、〇〇君も〇〇さんも、かなり苦労して話をさせてもらって図面をやっていたところですが、それと比べると全然内容的には違</p>

事務局	うのかなと思っけていますけど。沈砂地の問題に関してはですね、大きいか小さいかというのは、まだ説明を受けてないというのはあるかなとは思っています。その話はしているのですが、まだ回答を得てないです。
担当委員	ですので、水量計算を、と言ったら、営業の者ではわからないので、技術者を今度連れて説明会をもう一回するとは言っていました。
14 番委員	伊万里梅園も沈砂地を置けていますが。沈砂地を掃除するにもやってもらわけよ。草の上から出したりとにかく、太いので、人間の力じゃできない。ユンボを持ってきてても入ることもできない。技術屋さんの意見を聞いてからの方がマシじゃないでしょうか。
担当委員	技術屋と言っても、申請人の関連なので、ダメですとは絶対いかなはずなので。
14 番委員	沈砂地が小さくないですかと。
担当委員	逆に言えば、一年に一回掃除するとか、なんとか、条件つけてですね。一筆とる格好をした方がマシかもしれない。
14 番委員	最初はちゃんとしてくれるけど、長くなるとしなくなると。
事務局	技術的なことについてと言っことですが、このあと、許可が、農業委員会の承認がある、ないに関わらずですね、このぶんはまず、開発協議、市の方の都市計画課に提出する開発協議の対象になってます。開発協議の方はですね、市役所の技術職員が担当としておりますので、沈砂池だけではなく、水路、全て、技術職員が目線て審査というのを行っていくと、いうことになります。農業委員会の手続きの中ではですね、今、まだ開発協議は手続きの準備中なんですけど、必ず出さないといけななくなっておりますの

事務局	<p>で、そちらの方を出して、その受付の書類を農業委員会の方にも提出するようになっております。開発協議を出したときはですね。なので、開発協議できちんと技術的なところも精査をして、農業委員会の方に開発協議受け付けましたよ、という書類を農業委員会の方に提出をいただいて、それからの最終的な許可と、いうことにはなっていくしますので、技術的な目線でも、市役所の中で必ず確認を、今回に関してはします、ということと言えるかなと思います。</p>
議長	<p>事務局の方から補足説明を開発協議の関係とかしてもらいましたけども。そちらの方に技術的な関係はお任せする形でよいでしょうか。</p>
担当委員	<p>結果的に開発協議の方も水量計算とかなんとか、計算して持っておいて側溝とか、沈砂池が、というのが条件ですね。</p>
事務局	<p>まだ、開発協議自体の同意書というのは打っていらっしやらないと思いますが、転用については同意があったかなと思います。</p>
議長	<p>技術的な関係は先程の事務局の補足説明のように、そちらのほうで十分検討していただくということで、県の方へ進達する方向でよいでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第46号 農地法第5条の申請7件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>それでは、議案第47号 農地法第4条の申請2件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、19番になります。</p>

事務局	<p>図面は、案内図が 27 ページ、字図が 28 ページ、土地利用計画図が 29 ページ、断面図が 30 ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。 申請人が、宅地を拡張するための申請です。 申請人が既に宅地を拡張し、庭として利用していたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は申請地が第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、20 番になります。 図面は、案内図が 31 ページ、字図が 32 ページ、土地利用計画図が 33 ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。 申請人が、進入路を設置するための申請です。 申請人が既に進入路として利用していたことについて、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する</p>
-----	---

事務局	<p>用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第47号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>〇〇さんというのは〇〇畜産ですね、牛を1200頭くらい飼っていらっしゃいますけど、その自宅の宅地を拡張するためとなっていますが。家を建てられる時、庭を作る時、家を建てかかった頃、ちょうど私も申請を出したのですが。その時、市役所の農業委員会に聞きに来て、あそこは、農地にあんな庭を作ってよいのですか、と聞いたことがあったのですが。その時は、〇〇さんの前の人でしたが。そうしたら、いろいろあってですね、と。農地に勝手に庭を作ってよいものだろうと簡単にその頃は思っていました。それから、〇〇さんが自分も実際のところ、庭のところは宅地になっているものと思っていたと。それを、あなたのところは農地に庭を作っているだろうと言われて、それでよく調べたら、まだ農業委員会もかかってなくて、庭を作ってしまったのでということで、始末書も出せということなので、出すようにしているので承諾印をもらえないだろうかと来られたのですが。それで、〇〇さんから聞かれたのですが、事務局によいでしょうか。あの、宅地にする時、農業の家のようなものを宅地にするときですよ。最大いくらまで面積はよいとか、そういう制限はあるのですか。〇〇さんが私に聞かれたのですが。まあ、一反以内しかダメとか、一反超えたら別にせろとか、そういうのがあったら教えてもらいたいのですが。</p>

事務局	<p>法的にはですね、宅地の分の制限、面積の制限というのは法的にはありませんが。佐賀県の運用として、農家住宅ならだいたい一反。1,000㎡以内。一般的な住宅なら500㎡以内。というのを、一般的な住宅の適正な面積として基準を設けているようです。あと、基準で言えば建ぺい率というのが、もう一個ありまして。22%以上、ちゃんと建物を建てないと無駄に土地を、空き地を用意しているということで、この22%以上あるかどうかというところも一つの基準になっています。今回のケースは家の方と小屋の方と非常に大きいもので。だいたい建ぺい率でいうと45%以上くらいありまして、それは確認しています。基準については以上です。</p>
担当委員	<p>単純にですけど、申請地の字図を見ていたら申請の分が487㎡だけど、宅地の方がその2倍以上あるので、やっぱり、ちょうど1反くらいあるので。一反の上下でその時、今度の物件は外してやったものかと思ひまして。</p>
事務局	<p>当時、どうやって外したというところまでは聞き及んでないんですけど。1,000㎡以上、実際、御指摘のとおりあるわけでございます。ただですね、農地転用の部分は、今回、場所をご覧になったらわかるのですが、非常に趣味的な、大きな灯籠がいくつもあるような、本人の、庭を作るのが趣味のような形であって。そういった趣味に対する農地転用というのは、一つの計画と、いうところでは、認められているところでございます。一概に全部とは言えませんが。なので、今回は、良くないことでありますけど、事後での転用、ということになっておりますが、実際に工事自体は御覧の29ページの図面のとおりですね、土地、申請地のほぼ全て、空き地になっていてですね、庭のような形をしておりまして。その土地のために使う理由というのが庭として転用した</p>

事務局	い、ということをもうすでに実行している状態でございますので。本来ならそういった計画で出してほしかったところなんですけど、そういったところでその土地を利用する計画がきちんとあって、資力、お金ですね、きちんと用意できて、計画の実効性があれば、あとは、農地転用の手続きをお願いできるのかなと思っております。
担当委員	わかりました。今回の申請については、始末書も付いていますし、生産組合長、区長の印鑑もあり、問題もないところですので、私も同意しています。
議長	他に19番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、それでは、20番について担当委員から説明をお願いします。
6番委員	〇〇さんの土地ですが、先程も出ました、〇〇さんが宅地を造成するにあたって、今、もうすでに通路を皆さんが使っている状態で、畑としては使われたことがないとのことなんです。承諾をしてほしいということで、始末書を添付させて申請されたので私も判を打ちました。御検討お願いいたします。
議長	20番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第47号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。
議長	続きまして、議案第48号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第48号農地法第3条の申請11件について説明します。

事務局	<p>議案は3～5ページになります。</p> <p>66番から76番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3～5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第48号農地法第3条の申請11件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第49号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について、御説明します。</p> <p>議案の6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が1名、貸付人が4名で、面積は、田が20,713㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7～8ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定</p>

事務局	通年については以上4件です。
議長	議案第49号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	一番上のところの、10aあたりの27.18kgというのはどうやってでたの。
事務局	聞いている話では、精米して渡されるということだったと思います。玄米ではなくてですね。
20番委員	白米で。
事務局	はい。
議長	他にございませんでしょうか <なし> 無いようですので、議案第49号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件については申出のとおり決定します。 それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。 報告第19号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第19号農地法第18条第6項通知の受理1件について御説明します。 議案は9ページを御覧ください。 38番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。

事務局	<p>解約後は転用される予定です。</p> <p>報告第19号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第19号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第20号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第20号農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の10ページの9番から11番になります。</p> <p>図面は、案内図が34ページ、字図が35ページ、36ページ、土地利用計画図が37ページ、断面図が38ページになります。</p> <p>申請地は立花町渚地区です。</p> <p>こちらは、道路が新設されることにより申請地が道路より著しく下がるために、嵩上げをして田として利用するための届出です。</p> <p>続きまして、議案の10ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図が39ページ、字図が40ページ、平面図が41ページ、断面図が42ページになります。</p> <p>申請地は波多津町板木地区です。</p> <p>こちらは、公共工事により耕作が困難となるために、嵩上げをして畑として利用するための届出です。</p> <p>続きまして、議案の10ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図が43ページ、字図が44ページ、土地利用計画図が45ページ、縦断図が46ページ、断面図が47ページから49ページになります。</p>

事務局	申請地は南波多町府招地区です。 こちらは、湿田により耕作が困難なために、嵩上げをして畑として利用するための届出です。 報告第20号については以上5件です。
議長	それでは、9番から11番について担当委員が欠席されているので、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局の方からご説明いたします。まず、場所は、図面の34ページにありますとおり、駅通りから真っ直ぐ立花の方に南下していくと、県道伊万里有田線の方を拡張の工事をしておりまして、それにかかりですね、申請地の方が道より著しく低くなります、ということで、県の土木事務所の方に土、残土のお願いをして、道なりとはいかないですけど嵩上げをして耕作をしていこうということで申請を出していただいております。こちらのほうも、確認書によりですね、区長、生産組合長、地元の農業委員の方、確認の印を押されております。以上です。
議長	9番から11番について、御質問はございませんか。
16番委員	9～11番は、道路建設により著しく田んぼが下がるためということですけど。工事は、公共工事の方でされるのですか。それとも地主が単独でされるのですか。
事務局	公共工事です。
16番委員	なので、その工事の費用です。
事務局	費用。
16番委員	費用は、役所の方から出されるのか、地主さんが出されるのか。

事務局	費用の方はですね、地主さんの負担ではないと聞いております。役所といたしますか、土木事務所ですね。
16 番委員	そしたら、道路の、ようするに、改良工事かなんかで極端に低くなるので、土木事務所が保証して嵩上げする。
事務局	残土が出るので、それを申請地に入れる、と。本当は、申請者さんとしても、道なりに上げてほしかったんですけど、残土の都合で現在お繋ぎしている高さにまでしか上げない、ということ土木事務所の方と話をされたということです。
2 番委員	田として使うなら、1.5mもあって、水は入るの。
事務局	もともとですね、ここは水を上げて耕作をしていたと聞いておりますので、そこはもう事情としては変わらないのでポンプで上げて耕作をすると聞いております。
議長	それでは、12番について、担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は板木地区ですけど、現在、県の河川工事が行われております。案内図は40番になりすけども。ちょうど、河川改修でその水田が買収されまして。その後の残地がですね、非常に狭くて。図面を見たらわかると思いますけど、三角形でですね、とがったような形で残地が残りました。どうしても、あとの農作業が困難ということで。ちょうど、幸いに河川工事の泥が余るということでそれを埋め立てて、後、畑として利用したいということで、1mほど嵩上げをして、畑として利用するというので、申請が出ています。隣接者の方の承諾印鑑もあり、また、生産組合長さん区長さんの印鑑もありましたので、私も判を打ったところでございます。以上です。
議長	12番について、御質問はございませんか。 <なし>

議長	それでは、13番について、担当委員から説明をお願いします。
8番委員	場所は堆肥センターのほんの下です。谷です。以前は稲作をされておりました。されておりましたが、ここ30年来されておられません。草刈りばかりされておられたわけですけども。そこを、建設残土を持ってきて埋め立てたいという願いがありました。そこで、べつに、問題はないかと思います。よろしく願いいたします。
議長	13番について、御質問はございませんか。 これ、盛土は西九州道路の残土で入れる予定ですか。
担当委員	そうですね、おそらく、そういった残土を持ってこられるかと思えます。どこから持ってくるかとかはつきりは聞かなかったものでして。
事務局	市の方の工事の方で。今保存しています2,000 m ³ 、4,000 m ³ くらい持ってるらしいんですけど、2,000 m ³ をそこに入れてもいいよと言われたので、市の方が建設の方がやっています。西九州の建設関連で市道を改良しているので、その残土になっています。
議長	公民館の横の道路をずっと新しく作りよる市道の改良で。
事務局	そうですね。どこのどこまでをそこに貯めてあるかはわかりませんが、貯めてある分を2,000 m ³ 程度入れるということでした。
議長	13番について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。

議長	これで、第10回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>